

第2節 海外長期研修支援事業

(事業の目的)

第13条 海外長期研修支援事業（以下「海外長期研修事業」という。）は、青年農業者等を海外農業先進国に派遣し、農業実習等をとおして国際的な視野を培いつつ、逞しい営農意欲と優れた経営能力を養うことを目的とする。

(事業の内容)

第14条 海外長期研修事業は、公益社団法人国際農業者交流協会主催の研修とする。

(事業の対象及び要件)

第15条 海外長期研修事業の対象となる者は、農業に従事している青年、若しくは研修修了後に就農することが確実な青年であり、知事等の推薦があった者とする。

- 2 研修の内容が、自己の知識、技術の向上が図られ、今後の活動が促進されるものであること。
- 3 研修期間は、概ね1年以上のものとする。
- 4 研修に対する助成は、同一人に対し1回限りとする。

(事業の実施)

第16条 海外長期研修事業は、公社が、栃木県及び公益社団法人国際農業者交流協会と協力のもとに実施するものとする。

(申請)

第17条 海外長期研修事業の助成を受けようとする者は、原則として事業実施30日前までに海外長期研修支援事業助成申請書（別記様式第1号）を、指導機関を経由し、その意見を付して理事長あて提出するものとする。

(給付)

第 18 条 理事長は、申請書の内容を審査し、相当と認めるときには、助成金給付決定書（別記様式第 2 号）をもって、申請者に通知するものとする。

2 また、助成金給付決定した旨（別記様式第 3 号）を指導機関に通知するものとする。

3 給付決定を受けた者は、給付決定後速やかに助成金給付請求書（別記様式第 4 号）を理事長に提出し、その提出をもって助成金を給付するものとする。

（報 告）

第 19 条 助成金の給付を受けた者は、事業終了後 30 日以内に海外長期研修支援事業実績報告書（別記様式第 5 号）を指導機関を経由して理事長に提出するものとする。

なお、理事長は給付者に対し、その事業実績及び就農状況について確認することができるものとする。

（返 還）

第 20 条 助成金の給付を受けた者は、全研修期間の 3 分の 2 を満たす前に帰国した場合は返還届（別記様式第 6 号）を、指導機関を経由して理事長に提出し、助成金を返還するものとする。